

鎌倉市告示第 135 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 7 年（2025 年）9 月 1 日

鎌倉市長 松尾 集



1. 都市計画の種類
鎌倉都市計画ごみ焼却場
2. 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
鎌倉市大町五丁目地内
 - (3) 変更する部分
なし
3. 縦覧場所
鎌倉市役所 まちづくり計画部都市計画課